



KOTO BRAND

## 平成30年度募集 江東ブランド募集要領

江東区内で優れた製品や技術を持つものづくり企業を募集します。

区では、優れた技術でものづくりを行い、それを守りながら継承し、発展を続けている企業を「江東ブランド」として認定し、さまざまなPR活動を行っています。「江東ブランド」では、区内外の人に江東区のものづくりの素晴らしさを認知してもらい、地域のブランド力を向上させることで、企業と江東区がともにイメージアップを図り、次世代に江東区のものづくりをつないでいきます。

江東ブランドとして認定された企業には、次のような支援を行います。

江東ブランド認定ロゴマークの付与  
展示会や見本市など、製品や技術をPRできる場の提供  
認定企業紹介パンフレットの発行・配布  
認定企業情報を発信するための専用ウェブサイトへの掲載  
認定企業を軸とした交流会の開催

応募期限 平成30年6月1日(金)から6月29日(金)まで

<申込・問合せ先>

江東区 地域振興部 経済課 産業振興係  
〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

電話：03-3647-2332 / FAX：03-3647-8442

## 応募対象企業

募集は、製造業（ただし食品製造小売\*を除く）を営む企業であること。

\*「食品製造小売」とは自社で製造した食品を自社の店舗で販売している形態を指します。店舗販売をしていない受注生産形態や見込生産形態の食品製造業は応募対象となります。

## 申請者の要件

次のすべての要件を満たす企業（個人事業所を含む）とします。

1. 江東区内に本社または主たる事業所を持つ中小企業であること。
2. 申請年度の4月1日現在、江東区内で1年以上の事業実績があること。
3. 前年度の法人住民税（個人にあっては住民税）、法人事業税（個人にあっては個人事業税）を滞納していないこと。
4. 製品や技術等がすでに取引実績があるか、実用化されていること。
5. 製品や技術等が十分な安全性を有していること。
6. 事業の新陳代謝に積極的に取組んでいること。（新製品・新サービスの提供、事業承継等）
7. 製品や技術等のPRとともに、江東区のイメージアップを強く望み、江東ブランド事業に積極的に参画する意思を有していること。

## 応募方法

次に掲げる書類（1～3は各1部、4は7部を提出）を添えて、下記申込先へ持参もしくは郵送してください。（応募期限日必着）

1. 江東ブランド認定申請書（様式は江東区HPよりダウンロードできます）
2. 履歴事項全部証明書、またはその写し（個人事業所の場合は事業所を有することを証明する公的機関発行の書類等）
3. 前年度の納税証明書  
法人住民税納税証明書（個人にあっては住民税納税証明書）及び法人事業税納税証明書（個人にあっては個人事業税納税証明書）
4. 審査に必要な参考資料（企業・商品等のパンフレット、事業案内、その他資料）  
※審査を行うにあたり、別途資料の提出や製品等をお借りすることがあります。  
※応募いただいた企業等について、後日現地調査をさせていただくことがあります。（調査させていただく日時と場所は、別途ご連絡します。）  
※提出された応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## ブランド認定審査・選定方法

平成30年10月（予定）までに、江東ブランド認定審査委員会（学識経験者や専門家等による審査）を行い認定します。

なお、ブランド認定に際しては、上記応募書類をもとに書類審査を行い、選考を通過した企業には現地調査やヒアリングを実施します。取扱製品や技術等の優秀性のほか、対象企業や製品等の信頼性、ブランド事業への参加意欲等を参考とします。

## 認定企業のPR

認定企業は、展示会や見本市への出展のほか、広報や認定企業情報を発信するための専用ウェブサイトへの掲載、各種イベントなどを通じて広くPR支援します。また、認定企業紹介用パンフレットの作成・配布を行います。なお、認定企業には、江東ブランドのロゴマークの使用が認められます。

## 認定の有効期間及び再認定

認定の有効期間は3年間（認定した日の属する年度を含めた4年度目の年度末）です。

継続して認定を受けることもできます。その場合は、再認定の申請が必要です。

## 権利保護

応募に当たっては、権利保護の手続きの必要なものについては、応募者自身で権利保護の手続きをしてください。